

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成 1 4 年佐賀県条例 4 8 号				
不利益処分の種類	揚水施設に係る計画変更命令	根拠条項	条例第 2 9 条				
処分基準	（計画変更命令等） 第 2 9 条 知事は、第 2 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届け出があった場合において、当該届出に係る揚水施設が構造基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から 3 0 日以内に限り、当該届出をしたものに対し、当該届出に係る揚水施設の設置の計画又は当該届出に係る揚水施設の構造の変更の計画の廃止又は変更を命ずることができる。						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	環境課	交付機関	環境課	目次 NO